

答 申

第1 審査会の結論

高知市上下水道事業管理者は、平成28年7月26日付け行政情報一部公開決定(28高水総第298号)のうち、水道局会議室での開示に至る経過資料に係る行政情報を特定し、また、録音機とカメラの所有者に係る行政情報を特定し、それぞれ改めて決定を行うべきである。

また、高知市上下水道事業管理者は、同日付け行政情報非公開決定(28高水総第299号)のうち、3F給水サービス課事務室での公開開示に至る経過資料すべて(市上下水道局企画総務課が作成した平成27年6月16日付け会議結果報告書を含む。)に係る本件行政情報を特定し、改めて決定を行うべきである。

さらに、市行政暴力対策室Yと市民Aとのやり取りが判る録音テープ全てに係る行政情報の非公開決定理由は、存否応答拒否が妥当であり、取り消すべきものであるが、既に文書不存在を理由として非公開決定しているため、非公開決定理由を存否応答拒否と改めることにより、保護すべき利益は既に失っていると判断できるため、当該処分は取消しをするまでもない。

これらを除くほか、審査庁の判断は妥当である。

第2 審査請求の趣旨

- 1 審査請求人が平成28年7月11日付けで高知市行政情報公開条例(平成12年条例68号。以下「条例」という。)に基づき行った2件の公開請求(以下「本件公開請求」という。)に対し、高知市上下水道事業管理者(以下「処分庁」という。)は、平成28年7月26日付けで行政情報一部公開決定(28高水総第298号)(以下「本件一部公開決定」という。)及び行政情報非公開決定(28高水総第299号)(以下「本件非公開決定」という。なお、本件一部公開決定及び本件非公開決定をあわせて「本件決定」という。)を行った。

本件は、審査請求人が、高知市長(以下「審査庁」という。)に対し審査請求を行い、本件決定の取消しを求めた事案である。

- 2 本件一部公開決定に係る行政情報(以下「本件行政情報1」という。)は、平成27年7月9日の情報公開開示に関するものであり、以下のとおりである。
 - (1) 水道局会議室での開示に至る経過資料(以下「本件行政情報1(1)」という。)
 - (2) 水道局側の出席者の名前と役職名・所属課(以下「本件行政情報1(2)」という。)
 - (3) 録音機とカメラの所有者及び誰の指示で会議室に持ち込んだか(以下「本件行政情報1(3)」という。)
 - (4) 録音テープ全ての開示(以下「本件行政情報1(4)」という。)
 - (5) 撮影した全ての写真の開示(以下「本件行政情報1(5)」という。)
 - (6) 情報公開開示後の事案に係る17N2の報告及び協議の記録(以下「本件行政情報1(6)」という。)
 - (7) X次長は17N2電柱に支線が有ると思っていたようであるが、現地で支線の確認をしたのか

(以下「本件行政情報 1 (7)」という。)

(8) 支線がないとなれば、何時、何番地に建設された電柱支線だけを切断したのか。支線廃止届を四国電力に出した資料の提出を求める(以下「本件行政情報 1 (8)」という。)

(9) 支線のないのに平成 27 年度まで電力から不正に頂いた公金の取り扱い等協議した記録資料と今後の対応の判る回議書等の資料(以下「本件行政情報 1 (9)」という。)

3 本件非公開決定に係る行政情報(以下「本件行政情報 2」という。)は、平成 27 年 12 月 17 日の情報公開開示に関するものであり、以下のとおりである。

(1) 3 F 給水サービス課事務室での公開開示に至る経過資料すべて(以下「本件行政情報 2 (1)」という。)

(2) 水道局側の出席者名と役職名・所属課(以下「本件行政情報 2 (2)」という。)

(3) 市行政暴力対策室から派遣された警察官 3 名の氏名と役職名(以下「本件行政情報 2 (3)」という。)

(4) 市行政暴力対策室から派遣に至る経過の判る文書全て。何時の時点の情報公開開示で呼ぶことを決めた回議書・記録メモ(以下「本件行政情報 2 (4)」という。)

(5) 情報公開開示前にテープや自己紹介を切り出したのは Z 係長の独断か、上司の指示であるか、上司の指示であればそれが判る指示文書、伺い書・メモ・回議書等(以下「本件行政情報 2 (5)」という。)

(6) 市行政暴力対策室 Y と市民 A とのやり取りが判る録音テープ全て(以下「本件行政情報 2 (6)」という。)

(7) 高知市不当要求行為対策要綱の定めどどの項目に該当するのか(以下「本件行政情報 2 (7)」という。)

(8) 市行政暴力対策室の警察職員は 3 F 給水サービス課事務室で左右に衝立を建て何時から待機要請を受けたのか。衝立はどちらから要望したのか。当日の出勤を要請した職員名と役職名(以下「本件行政情報 2 (8)」という。)

第 3 審査庁の裁決案の概要

1 結論

本件審査請求のうち、本件行政情報 2 (6)に係る部分の処分を取り消し、その余の本件処分に係る請求を棄却し、処分庁が行った行為に係る部分の請求を却下する。

2 事案の概要

(1) 処分庁は、平成 27 年 7 月 9 日及び同年 12 月 17 日に、処分庁の会議室において、市民 A と面会した。

(2) 審査請求人は、平成 28 年 7 月 11 日付けで処分庁に対し、本件行政情報について、条例の規定に基づく情報公開請求を行った。

(3) 処分庁は、平成 28 年 7 月 26 日付けで本件決定を行い、同年 8 月 4 日に審査請求人は本件決定に係る通知書により本件決定の内容を知った。

- (4) 審査請求人及び審査請求人以外の者ら 37 名が、連名で平成 28 年 10 月 11 日に審査庁に対し、本件決定について審査請求を行った。
- (5) 審査庁は、平成 28 年 11 月 15 日付けで、本件決定に係る審査請求について、審査請求人に係る審理手続と審査請求人以外の者ら 37 名に係る審理手続を分離した。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 審査請求人は、公文書の非開示は、条例に基づく処分であるにもかかわらず、不当・不法な実施機関の行為の中で準備及び通知が行われたので、本件決定は違法であるとして、その取消しを求め、と主張している。

イ また、本件決定における処分庁の主張に対し、審査請求人は、反論書において、本件行政情報 1 (4)及び(5)については、当事者全員が公開を求めており、個人情報として非公開とする理由はないと主張し、本件行政情報 2 (6)のうち、処分庁の職員が録音すると述べているものについては録音の事実があり、その他については警察官 2 名のうち 1 名が録音していたと思われる、と主張している。

ウ さらに、審査請求人は、平成 27 年 7 月 9 日及び同年 12 月 17 日に処分庁の会議室において市民 A に対して行った録音及び写真撮影の行為並びに同年 12 月 17 日に行政暴力対応と称する公権力行使処分（以下「本件行為」という。）による市民 A に対する人権侵害を謝罪し、名誉を回復すること、並びに本件における情報公開請求を正常な手続で行った市民に対する本件行為は、情報公開請求に対する市民の意欲を削ぐものであり、条例の前文及び目的に違反し、全ての市民の権利侵害に及ぶものであり、正常化のため緊急措置を行うことを求め、と主張している。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、本件一部公開決定において、本件行政情報 1 (4)の録音テープが存在している事実は認めるものの、当該テープには個人に関する情報が含まれている可能性があり、当該情報を検索し、非公開処理をすることは極めて困難なため非公開とし、その余の審査請求人の主張は、審査請求に係る理由ではなく、要望又は意見を述べているに過ぎない、と主張している。

4 理由

(1) 本件決定に係る法令等の規定について

ア 条例に基づく情報公開請求の対象となる行政情報は、条例第 2 条第 2 項において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされている。

イ 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開するとき、又は一部を公開するとき（公開請求に係る行政情報の一部を保有していないときを含む。）は、条例第 7 条第 1 項の規定により、その旨の決定をし、情報公開請求者に対し書面又は口頭により通知しなければならない

ないとされている。

ウ 実施機関は、行政情報の全部を公開しないとき（公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る行政情報の全部又は一部を保有していないときを含む。）は、条例第7条第2項の規定により、公開をしない旨の決定をし、情報公開請求者に対し書面により通知しなければならないとされている。

エ 実施機関は、公開請求があったときは、条例第9条の規定により、公開請求に係る行政情報に個人に関する情報などの非公開情報が記録されている場合を除き、情報公開請求者に対し当該行政情報を公開しなければならないとされている。

オ 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、条例第10条第1項の規定により、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならないとされている。

カ 公開請求に係る行政情報に条例第9条第2号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、条例第10条第2項の規定により、当該部分を除いた部分は、第9条第2号に規定する情報に含まれないものとみなして、第10条第1項の規定を適用するとされている。

キ 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、条例第12条の規定により、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるかとされている。

(2) 認定事実

本件決定について審査庁が調査したところ、次の事実が認められる。

ア 本件一部公開決定について

(ア) 文書不存在と回答した本件行政情報1(1)、(2)、(3)、(5)、(7)及び(8)について、処分庁の行政情報公開関係の書類等を確認したが、当該行政情報に該当する文書は存在しなかった。

(イ) 非公開とした本件行政情報1(4)について、平成27年7月9日に処分庁の会議室において情報公開請求に対する公開等の回答を行った際に記録された電磁的記録である録音テープを処分庁は保有しており、当該録音テープを聴いて確認したところ、その全体にわたって、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる音声を含んでおり、また、条例第9条第2号ただし書のいずれにも該当しない情報であると認められる。

(ウ) 一部非公開とした本件行政情報1(6)及び(9)について、一部非公開とした書類の原本を確認したところ、一部非公開とした部分は、四国電力株式会社社員の職名及び氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第9条第2号ただし書のいずれにも該当しない情報であると認められる。

イ 本件非公開決定について

- (ア) 文書不存在と回答した本件行政情報 2 (1) から (5) まで、(7) 及び (8) について、行政情報公開関係の書類等を確認したが、当該行政情報に該当する文書は存在しなかった。
- (イ) 文書不存在と回答した本件行政情報 2 (6) については、「市行政暴力対策室 Y と市民 A とのやり取りが判る録音テープ全て」と請求しており、個人の名字を指して当該個人に関する録音テープの公開を求めているものであるが、処分庁においては、当該個人を審査請求人と認識した上で、文書不存在を理由とした当該行政情報の非公開決定を行ったことが認められる。

(3) 判断

ア 本件決定の適法性及び妥当性について

条例は、第 5 条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し当該実施機関の保有する行政情報の公開を請求することができる」と定めているが、公開請求に係る行政情報の中に、個人に関する情報などの第 9 条各号に掲げる非公開情報に該当する情報が記録されている場合、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を保有していない場合及び公開請求に係る行政情報の存否について応答を拒否する場合は、それぞれ理由を付記して行政情報の一部公開又は非公開を決定することとなる。そこで、本件処分の適法性及び妥当性について検討する。

(ア) 本件一部公開決定について

- a 行政情報公開制度は、前記本件決定に係る法令等の規定についてアのとおり、実施機関が保有している行政情報を公開する制度であり、保有していない行政情報について情報公開請求があった場合は、文書不存在として非公開となる。したがって、前記認定事実ア(ア)のとおり処分庁は本件行政情報 1 (1), (2), (3), (5), (7) 及び (8) を保有していないことから、文書不存在を理由として当該行政情報を非公開とした決定に、違法又は不当な点はない。
- b 処分庁が保有する本件行政情報 1 (4) の録音テープには、前記認定事実ア(イ)のとおり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる音声が含まれている。当該音声は、条例第 9 条第 2 号に掲げる非公開情報に該当するものであり、当該録音テープの全体にわたって当該音声記録されていることから、当該音声に係る部分とそれ以外の部分とを容易に区分できないことは明らかであり、条例第 10 条第 1 項の規定を適用することはできないことから、当該録音テープが条例第 9 条第 2 号に掲げる非公開情報に該当することを理由とした非公開決定に、違法又は不当な点はない。

また、審査請求人は、当該行政情報を当事者全員が公開を求めており、個人情報として非公開とする理由はないと主張する。行政情報公開制度においては、情報公開請求者が自己に関する情報について情報公開請求をした場合であっても、第三者からの情報公開請求の場合と同様に取り扱うこととされている。これは、条例第 5 条で「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し当該実施機関の保有する行政情報の公開

を請求することができる」と規定されていることから、ある行政情報について誰が情報公開請求を行っても同じ内容で決定することが条例上求められているためである。よって、審査請求人の主張は採用することができない。

- c 処分庁が保有する本件行政情報 1 (6) 及び(9)については、前記認定事実ア(ウ)のとおり、その書類の原本に個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが含まれている。当該情報は、条例第 9 条第 2 号に掲げる非公開情報に該当するものであり、条例第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定により当該非公開情報に係る部分のみを除いた上で公開しており、当該行政情報の一部が条例第 9 条第 2 号に掲げる非公開情報に該当することを理由とした一部公開決定に、違法又は不当な点はない。
- (イ) 本件非公開決定について

- a 前記認定事実イ(ア)のとおり処分庁は本件行政情報 2 (1) から (5) まで、(7) 及び(8) を保有していない。保有していない行政情報について情報公開請求があった場合は、文書不存在として非公開となることから、文書不存在を理由として当該行政情報を非公開とした決定について、違法又は不当な点はない。
- b 本件行政情報 2 (6) に係る情報公開請求は、個人の名指しを指して当該個人が関係する録音テープの公開を求めているものであるが、前記認定事実イ(イ)のとおり、処分庁においては、当該個人を審査請求人と認識して、文書不存在を理由とした当該行政情報の非公開決定を行っている。

本件行政情報 2 (6) に記載された名字を審査請求人のものと認識して処分庁が対応し、また、審査請求人においても自己に関する情報について情報公開請求をしたことがその主張により明らかである以上、当該行政情報に係る情報公開請求は、特定の個人を名指ししてされた請求であるが、当該行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、条例第 12 条の規定により、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができることとされていることから、同条の規定に該当するかについて検討する。

本件行政情報 2 (6) については、「市行政暴力対策室 Y と市民 A とのやり取りが判る録音テープ全て」と請求しているが、当該行政情報は、前述したとおり特定の個人を名指ししたものであり、条例第 9 条第 2 号に掲げる非公開情報に該当することは明らかである。また、当該行政情報の存否を答えることにより、平成 27 年 12 月 17 日の処分庁の会議室において、不当要求行為の対策に関する事務を担当する市行政暴力対策室の職員と市民 A との間に何らかのやり取りがあったことが明らかとなることから、非公開として保護すべき利益があるといえる。

したがって、当該行政情報の存否を答えること自体が個人のプライバシー侵害となり、非公開とすべき情報を公開することとなるので、当該行政情報の公開請求は、条例第 12 条の規定に該当するものとして非公開とすべきである。

しかしながら、処分庁においては、条例第 7 条第 3 項の規定により付記する理由を文

書不存在として、当該行政情報を非公開決定していることから、本件決定のうち本件行政情報 2 (6)に係る部分は、付記する理由を誤っており、当該処分の取消しを免れ得ない。

(ウ) 「不当・不法な実施機関の行為の中で準備及び通知が行われた」との審査請求人の主張について

審査請求人は、不当・不法な実施機関の行為の中で準備及び通知が行われた本件処分は違法であると主張する。ここでいう「不当・不法な実施機関の行為」とは、審査請求人が公権力の行使に当たる行為と主張する本件行為を指すものと解するが、本件行為の有無にかかわらず、本件行政情報に係る情報公開請求がされてから本件処分の通知がされるまでの間において、処分庁が行った手続及び意思決定に与えた影響は認められないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

イ 本件行為に係る部分の審査請求の適法性及び妥当性について

審査請求人が公権力の行使に当たる行為と主張する本件行為については、仮に本件行為があった場合であっても、処分庁が自らの業務を遂行するに当たって行われたものであるため、平成 27 年 7 月 9 日及び同年 12 月 17 日の本件行為に不服がある場合は、旧行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定に基づき処分庁に対して異議申立てを提起すべきものである。

したがって、当庁に対して提起された本件行為についての審査請求は不適法である。

第 4 処分庁の本件決定理由等

処分庁が決定理由説明書及び意見陳述で主張している本件決定理由等の主な内容は、以下のよう
に要約できる。

1 本件決定について処分庁は、本件公開請求に関して、本件行政情報 1 については、(1)から(3)まで、(5)、(7)及び(8)について処分庁では作成しておらず保有していないこと、並びに(4)、(6)及び(9)について個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることを理由に本件一部公開決定を、本件行政情報 2 については、全て処分庁では作成しておらず保有していないことを理由に本件非公開決定を行った。

2 本件決定理由について

(1) 本件行政情報 1 に係る決定理由

ア 本件行政情報 1 (1)について

市民 A からの情報公開請求は、多年にわたって実施されているが、公開に至るまでの事前打合せ等の経緯については、その都度、書面で作成しておらず、文書自体が不存在のため公開することができなかった。

イ 本件行政情報 1 (2)について

市民 A からの情報公開請求は、多年にわたって実施されているが、情報公開の実施時の出席者の状況等については、その都度、書面で作成しておらず、文書自体が不存在のため公開することができなかった。

ウ 本件行政情報 1 (3)について

アの回答と同様、打合せ等の経緯については、その都度、書面で作成しておらず、文書自体が不存在のため公開することができなかった。

エ 本件行政情報 1 (4)について

録音テープによる録音内容（平成 27 年 7 月 9 日、録音時間約 60 分）には、全体にわたって個人に関する情報が含まれており、当該部分を非公開処理することは困難であるため、公開することができなかった。

オ 本件行政情報 1 (5)について

平成 27 年 7 月 9 日の情報公開の実施において、処分庁では、写真の撮影をしていないことから文書（写真）は存在しないため、公開することができなかった。なお、市民 A 側が携帯電話のカメラで職員を撮影した際に、処分庁としても写真で記録すべくカメラの準備を行ったが、市民 A 側（同席者）の反対により写真の撮影自体は行っていなかった。

カ 本件行政情報 1 (6)について

平成 28 年 2 月 19 日付け浄水課作成の会議結果報告書の参加者欄に記載されている、四国電力株式会社社員（2 名）の職名及び氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、当該部分について一部非公開とした。

キ 本件行政情報 1 (7)について

現地確認についての報告書等の存在を調査したが、該当する文書が確認できなかったため、文書不存在により公開できなかった。

ク 本件行政情報 1 (8)について

電柱の支線は四国電力株式会社の所有物となるが、支線廃止届については処分庁が四国電力に提出すべきものではないことから、該当する文書は不存在のため公開することができなかった。

ケ 本件行政情報 1 (9)について

上記カにて公開した文書と同一のもので、一部非公開理由も同様である。

(2) 本件行政情報 2 に係る決定理由

ア 本件行政情報 2 (1)について

市民 A からの情報公開請求は、多年にわたって実施されているが、公開に至るまでの事前打合せ等の経緯については、その都度、書面で作成しておらず、文書自体が不存在のため公開することができなかった。

イ 本件行政情報 2 (2)について

市民 A からの情報公開請求は、多年にわたって実施されているが、情報公開の実施時の出席者の状況等については、その都度、書面で作成しておらず、文書自体が不存在のため公開することができなかった。

ウ 本件行政情報 2 (3)について

上記イの回答同様、情報公開時の記録については、その都度、書面で作成しておらず、文

書自体が不存在のため公開することができなかった。

エ 本件行政情報 2 (4) について

上記ア同様、事前打合せ等の経緯については、その都度、書面で作成しておらず、文書自体が不存在のため公開することができなかった。

なお、市民Aからの情報公開については、情報公開実施の際に職員が長時間拘束される事態が継続したことから、市行政暴力対策室に事前相談を行っていたが、当日、電話での依頼を行い同席いただいたものである。

オ 本件行政情報 2 (5) について

事前打合せをしたものであるが、文書自体が不存在のため公開することができなかった。

なお、情報公開請求の目的が刑事告発となっていたこと、また市行政暴力対策室のアドバイスにより、事前打合せの過程において、双方の発言内容の正確性を期することから、相手方の了解を得て録音することとしたものである。

カ 本件行政情報 2 (6) について

平成 27 年 12 月 17 日の情報公開実施の際の録音テープは存在しているが、その後、市行政暴力対策室 Y と市民 A が別室に移ってからの会話については、処分庁側としては同席しておらず、録音もしていないことから、文書自体が不存在のため公開することができなかった。

キ 本件行政情報 2 (7) について

処分庁では作成しておらず、文書自体が不存在のため公開することができなかった。

ク 本件行政情報 2 (8) について

上記ア及びイの回答同様、文書自体が不存在のため公開することができなかった。

なお、3 F の会議室エリアについては、打合せスペースを区切る必要から、通常時より、衝立を設置しているもので、このために特に設置したものではない。市行政暴力対策室職員については、情報公開実施の際、最初から同席はせず、近くに控えていただいたものである。

第 5 審査請求人の主張

審査請求人が意見書及び意見陳述で主張している主な内容は、以下のように要約できる。

- 1 平成 27 年 7 月 9 日の情報公開開示において、水道局大会議場に幹部を座らせて市民 A に対して録音をしたり写真を写したり、説明をするまでもないという高圧的な発言の威嚇は、市民を恐怖心にあおるものであり、行政のする行為ではない。

また、平成 27 年 12 月 17 日の情報公開開示において、衝立の向こうに警察官を待機させた行為は、開かれた情報公開への屈辱であり、善良な市民を恐怖心に導き、市民 A の人格と名誉が大きく傷つけられた。

- 2 決定理由説明書では、本件行政情報 1 及び本件行政情報 2 について、書面は作成しておらず、文書自体が不存在等、事実が明らかに記載されていない。

- (1) 本件行政情報 1 について

- ア 本件行政情報 1 (1) 及び(2)について

大会議室へわざわざ案内して幹部が並んでいる状況であった。必ず何月何日に誰が出席するという形の最低限のメモとか何かがあるはずである。

イ 本件行政情報 1 (3)について

一人の職員が単独でカメラを持ってきたり録音したりするような行為をすることは絶対になく、どこの指示かということを示す文書があるはずである。

ウ 本件行政情報 1 (4)について

「あなたたちが録ったこのテープは提供できますか」と聞くと「できます」と回答していた。また、出席者全員が提供に同意しているにもかかわらず、個人情報を中心に非公開は許されない。

エ 本件行政情報 1 (5)について

写真を写されてびっくりした。事前にそういう話もなかったので、「何ですか、あなた」ということになった。誰がカメラを指示したかを含めて記録がないということ自体が考えられない。

オ 本件行政情報 1 (6)～(8)及び(9)について

別件の公開請求において公開された平成 27 年 6 月 16 日付けの処分庁作成の会議結果報告書（以下「上下水道局会議結果報告書」という。）は、これに該当する。

(2) 本件行政情報 2 について

ア 本件行政情報 2 (1)～(6)及び(8)について

市民 A に対して、「録音を録らせてもらいます。自己紹介をお願いします。」と言われたので、そんなことはおかしいじゃないですかと言うと、衝立の向こうにいた市行政暴力対策室の警察官が現れた。

別件の公開請求において、平成 27 年 12 月 2 日午後 1 時から 2 時まで市上下水道局企画総務課から相談を受けたという行政暴力対策室日誌及び不当要求行為等相談状況報告書（以下「行政暴力対策室日誌」という。）が公開されている。また、別件の公開請求において公開された上下水道局会議結果報告書には、行政暴力対策室に確認する旨が記録されている。

警察が入るということに対して経過資料もないというのはありえない。マイクを向けられ、自己紹介をさせられたのに、伺書・会議書等の記録がないというのはおかしい。市上下水道局、警察官の双方が録音していた。

イ 本件行政情報 2 (7)について

高知市不当要求行為対策要綱の定めの中の項目に該当して、警察を呼んだのかを教えてほしい。警察を呼ぶのに、何の文書もないというのはおかしい。

第 6 審査会の判断

1 本件行政情報 1 及び本件行政情報 2 について

市民 A は、市上下水道局の施設に使用する土地（以下「本件用地」という。）に係る情報公開請求を多年にわたって行ってきた。

処分庁は、平成 27 年 7 月 9 日に、本件用地に係る別件の公開請求に係る行政情報を市民 A に対して公開した（この行政情報の公開を「本件情報公開開示 1」という。）。本件情報公開開示 1 は、処分庁の会議室において、次長及び課長 2 人の管理職を含む処分庁の職員 6 人が出席し、録音機及びカメラを準備して行われた。本件行政情報 1 は、本件情報公開開示 1 に関するものであり、「第 2 審査請求の趣旨 2」で示したとおり、本件行政情報 1 (1)～(9)から構成されている。

また、処分庁は、平成 27 年 12 月 17 日に、本件用地に係る別件の公開請求に係る行政情報を市民 A に対して公開した（この行政情報の公開を「本件情報公開開示 2」という。）。本件情報公開開示 2 は、市上下水道局 3 F の給水サービス課の事務室（この事務室は、ワンフロアをパーティションで仕切り、打合せをするスペースを作っている。）において、課長を含む処分庁の職員 5 人が出席し、録音機を準備して行われた。その際、市行政暴力対策室の職員（警察官の出向者）も同席した。本件行政情報 2 は、本件情報公開開示 2 に関するものであり、「第 2 審査請求の趣旨 3」で示したとおり、本件行政情報 2 (1)～(8)から構成されている。

処分庁は、本件行政情報 1 については、不存在及び条例第 9 条第 2 号の定める個人情報情報を理由に本件一部公開決定を、また、本件行政情報 2 については、不存在を理由に非公開決定を行っているので、以下検討する。

2 本件行政情報 1 (1)～(3), (5), (7)及び(8)の不存在について

(1) 本件行政情報 1 (1)について

本件行政情報 1 (1)は、水道局会議室での開示に至る経過資料である。

条例第 6 条第 1 項第 2 号において、行政情報公開請求者の責務として「公開請求をしようとする行政情報の件名その他の公開請求に係る行政情報を特定するに足りる事項」を行政情報公開請求書に記載することを求めている。

一方で、同条第 2 項では、「実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは（中略）相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定し、加えて、高知市が発行している「情報公開事務の手引」（最新版は平成 28 年 11 月）に示されている同条の解釈運用基準においては、その運用について、「公開請求者は、一般的に行政実務に通じていないことから、『公開請求に係る行政情報を特定するに足りる事項』を的確に記載することは困難な場合が多い。したがって、実施機関は、文書目録を案内したり公開請求者と連絡を取り合うなどして、行政情報を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要があるのである。」としている。

このように、情報公開制度において、実施機関が行政情報公開請求に対する公開決定等を行う場合に最も重要なことは、請求に係る行政情報を漏れなく正確に特定することである。

当審査会における意見陳述において、処分庁は、上記の条例第 6 条第 2 項に基づく当該行政情報公開請求書の補正を求めているし、「情報公開事務の手引」に示されているように、公開請求者と連絡を取り合うなど、行政情報を特定するために必要な情報を積極的に提供することはしていないと主張している。

処分庁の主張を踏まえると、条例第6条第2項に基づく補正や、審査請求人に対する情報提供と対象となる行政情報の特定作業を実施していないことから、本件行政情報1(1)は、「水道局会議室での開示に至る経過資料」との行政情報公開請求書への記載のみで特定されているというべきであり、平成27年6月12日受付の2件の行政情報公開請求に対し、これを受け付けてから処分庁における行政情報一部公開の意思決定を経て、平成27年7月9日の水道局会議室での情報開示が実施されるに至る過程で作成された一連の関係行政情報が、本件行政情報1(1)であると通常は判断せざるを得ない。

また、処分庁は、①本件行政情報1(1)について、次長を含め複数の管理職が対応した経過等の分かる行政情報（開示方法についての事前打合せ等の会議結果報告書）が求められていると解釈し、現に作成され存在している平成27年6月12日受付の2件の行政情報公開請求に対する行政情報一部公開決定についての決裁文書等を対象文書として判断しておらず、請求対象の行政情報として特定しなかったと主張している。さらに、②当該情報公開の前の市民Aに対する情報公開開示において市民Aが複数の人数で来庁しており、今回も複数の人数で来庁されることが想定されたことや、説明可能な者の対応を求められていたため、事前の局内の打合せにおいて、広い会議室で、次長が出席して行うことを決定したものであるが、そういった内部の打合せについては、その都度、書面で報告（記録）書を作成していないと主張している。

このような主張についても、公開請求書に記載された「水道局会議室での開示に至る経過資料」を、水道局会議室での情報開示が実施されるに至る過程で作成された一連の関係行政情報のうち、「次長を含め複数の管理職が対応した経過等が分かる行政情報」であると特定するための審査請求人に対する意思確認や、それに基づく行政情報公開請求書の記載の補正等の手続を経ていない以上、このような対象行政情報の特定は、処分庁の推測又は憶測によるものと言わざるを得ず、妥当性を欠くものである。

また、審査請求人は、第三者による別件の公開請求において公開された「本件用地に係る情報公開について」と題する上下水道局会議結果報告書（審査請求書添付資料1）が本件行政情報1(1)に該当すると主張しており、当該報告書には、処分庁の幹部職員5人が出席し、本件用地に係る情報公開についての今後の対応を確認した旨が記載されている。

これに対して、処分庁は、①上下水道局会議結果報告書は、平成27年6月16日以前の状況から今後の対応を協議したものであり、同年7月9日の本件情報公開開示1において場所を会議室にするとか、誰が対応するとかということを協議したのではないため、本件行政情報1(1)には該当しないこと、②第三者による別件の公開請求においても、「会議室での開示に至る事前の打合せに係る資料」の請求については文書不存在として公開はしておらず、ただ、「それ以外に何かこれに関連するような資料、関連する会議録、会議書」という請求があり、当該報告書を公開したものであり、本件公開請求と同じように判断していると主張している。

このような処分庁及び審査請求人の主張の不一致も見られることに加え、審査請求人の指摘する上下水道局会議結果報告書を見ると、「決定事項・方針等」の欄に、「今後、長時間の対応は業務に支障があるため、時間を設定して対応する旨について、平成27年6月12日申請の

情報公開請求の文書公開の際に伝える。」との記載があることから、当該上下水道局会議結果報告書は、本件行政情報 1 (1) の一つに該当するものであると言わざるを得ない。

したがって、処分庁は、本件行政情報 1 (1) に係る本件処分を取り消し、行政情報の特定を適正に行った上で、条例に基づき適切な決定を行うべきである。

なお、情報公開制度の運用に当たって、公開請求の対象である行政情報を特定することは、最も重要な判断が求められるところであり、安易な判断や推測又は憶測で請求対象の行政情報の範囲を限定するなどの運用によって不存在の決定等がなされることのないよう、慎重な対応が求められるところである。

(2) 本件行政情報 1 (2) について

本件行政情報 1 (2) は、水道局側の出席者の名前と役職名・所属課である。

審査請求人は、①大会議室へわざわざ案内をして、幹部職員が前に並んで情報公開開示を行ったにもかかわらず、記録がないというのはおかしい、②出席者は、何月何日に出席するという最低限のメモとかがなければ出席できないはずであると主張している。

これに対し、処分庁は、①前回の情報公開開示において、市民 A が複数の人数で来られており、今回も複数で来庁されることが想定されたことや、説明可能な者の対応を求められていたため、事前の局内の打合せにおいて、局として広い会議室で次長が出席して行うことを決定したものであるが、そういった内部の打合せについては、その都度、書面で作成していないこと、②出席者の氏名等についても同様に情報公開開示の際に、その都度、書面で作成はしていないことを主張している。

しかしながら、当審査会の意見陳述において、処分庁は、「もしあるとすれば、行政事務支援システム（効率的な行政事務を遂行するために庁内ネットワーク上で活用して運用するイントラネットシステムをいう。以下同じ。）に調整依頼という機能があり、それを使って出席の依頼をしたかどうかの確認をするが、事前の依頼なので、実際に出席されたかどうかの確認はそこではできないので、本件行政情報 1 (2) には該当しない」と主張し、意見陳述後に、行政事務支援システムから出力された文書（以下「行政事務支援システム文書」という。）を当審査会に提出した。当審査会において見分したところ、この行政事務支援システム文書は、本件情報公開開示 1 への出席の調整依頼を行うものであり、発信元の職員からの出席依頼に対して依頼を受けた職員が出席の可否を回答するものであった。

条例第 2 条第 2 項は、「電磁的記録」も情報公開の対象である「行政情報」に含まれるとしており、「情報公開事務の手引」によれば、「汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバ等により処理されている業務用システムのデータ等については、実施機関が組織的に利用・管理するものと認められるので、原則として組織共用文書に該当する」とされている。

行政事務支援システム文書は、明らかに情報公開の対象となる行政情報に該当し、そして、この文書から実際に出席したかどうかを確認できないにしても、職員ごとの出席の有無の回答が記録されているのであるから、本件行政情報 1 (2) に該当すると認められる。

したがって、処分庁は、本件行政情報 1 (2) に係る本件処分を取り消し、行政事務支援システ

ム文書を本件行政情報 1 (2)と特定し、改めて決定を行うべきである。

ところで、本件情報公開開示 1 は、会議室で多くの管理職が出席するという異例の対応が行われた事案であり、しかも市民 A による本件用地に係る情報公開請求が今後も予想されることからすると、行政事務支援システム文書以外に事前にもまた事後にも全くこれに関する文書が作成されなかったというのは、事務処理上極めて不自然であり、このような事務処理は処分庁における事務の遂行に支障を来すのではないかとさえ危惧される場所である。

(3) 本件行政情報 1 (3)について

本件行政情報 1 (3)は、録音機とカメラの所有者及び誰の指示で会議室に持ち込んだかについてである。

処分庁は、①本件行政情報 1 (3)について、誰の指示で誰のものを持ち込んだかを記載した指示書や打合せ資料と解釈し、その都度、書面でそのような文書を作成していないこと、②録音機については、局所有の I C レコーダーを職員が持ち込んだこと、③カメラについては、その場で、市民 A が携帯のカメラで撮影し始めたため、幹部職員が局としても記録するように指示し、職員が持ってきたことを主張している。

カメラについては、現場での指示で持ち込まれたとのことであり、その指示に係る文書が作成されなかったという処分庁の主張について不合理であるとは認められない。録音機の指示に係る文書が作成されなかったという処分庁の主張についても、録音機の業務上の使用は希なものではなく、あながち不合理であるとまでは言えない。

しかしながら、録音機とカメラの所有は、当審査会における意見陳述の場において、処分庁の所有物であるとの主張が確認されており、処分庁において、I C レコーダーやカメラを管理する物品管理簿などの帳簿が作成されていることが容易に推測され、それが、本件行政情報 1 (3)の前段の行政情報に該当する。

したがって、物品管理簿などの帳簿等の文書の存在を確認し、存在が確認できれば、本件処分を取り消し、改めて公開決定を行うべきである。

(4) 本件行政情報 1 (5)について

本件行政情報 1 (5)は、撮影した全ての写真の開示である。

処分庁は、カメラは用意したが、市民 A の反対によって写真撮影は行っていないし、データについても確認したがそのようなものは一切認められなかったと主張している。

審査請求人は、突然、職員がカメラで写そうとしたので、「撮らないでください。そういうことは事前に言われていないし、カメラで写真を写さないでください。」と言うと止めたが、止める前に撮っていると思うと主張している。

処分庁、審査請求人の双方とも、市民 A の反対により写真撮影が中止されたことについて認めているが、職員が撮影に着手しようとしてから撮影を中止するまでの瞬間に実際に撮影したか否かについて双方の主張に対立がある。

双方の対立点は、撮影の着手から中止までの瞬間の撮影の有無にすぎないこと、処分庁は念のため写真データも確認したが認められなかったと主張していることからすると、写真撮影が

行われなかったという処分庁の主張についてあながち不合理であるとまでは言えないことから、本件行政情報 1 (5) の非公開決定は妥当であると判断する。

(5) 本件行政情報 1 (7) について

本件行政情報 1 (7) は、X 次長は 17N 2 電柱に支線が有ると思っていたようであるが、現地で支線の確認をしたのかについてである。

審査請求人は、第三者による別件の公開請求において公開された「本件用地に係る情報公開について」と題する上下水道局会議結果報告書において、「電柱・支線にかかる企業用固定資産目的外使用について、速やかに四国電力に確認のうえ使用料の返還等に関して、総務課法制担当に確認する。」との記載があることから、現地で支線の確認をしたのかが分かる文書を請求したと主張している。

これに対し、処分庁によれば、四国電力から 17N 2 の電柱の支線について企業用固定資産の使用許可申請書を毎年もらって許可をし、目的外使用の使用料を徴収していたが、既に支線がないとの指摘を受け、当該支線の廃止申請について四国電力と協議した（なお、この協議内容を記録した会議結果報告書が、後述の本件行政情報 1 (6) 及び(9)である）とのことである。

処分庁は、本件行政情報 1 (7) について、17N 2 の電柱に支線があるということの現地確認報告書であると解釈した上で、市上下水道局の用地への電柱の設置は百件以上あり、四国電力から廃止の届出がなかったらそのまま存在しているものとみなして申請書に基づいて使用許可を出しているのが実情であり（17N 2 の電柱の支線の廃止について、四国電力側も使用許可を出していた処分庁側も気付いていなかった。）、その存在について一つ一つ確認しているわけではなく、したがって、17N 2 の電柱の支線を含め現地確認報告書というものは作成していないと主張している。

上下水道局会議結果報告書には「四国電力に確認」との記載があるだけであり、該当行政情報の存在を明らかにする証拠もないことから、本件行政情報 1 (7) について、作成していないという処分庁の主張について不合理であるとは認められないことから、非公開決定は妥当であると判断する。

(6) 本件行政情報 1 (8) について

本件行政情報 1 (8) は、支線がないとなれば、何時、何番地に建設された電柱支線だけを切断したのか、支線廃止届を四国電力に出した資料の提出を求めるものである。

審査請求人は、本件行政情報 1 (8) について、17N 2 の電柱の支線の廃止届を処分庁から四国電力に出したのではないかとすることでその資料の提出を求めているが、処分庁は、電柱本体であれ電柱の支線であれ電柱の企業用固定資産の目的外使用については、四国電力の方から申請書又は廃止届を出すものであり、処分庁から四国電力に何かを出すような手続は制度上ないことから、文書自体が存在しないと主張している。

高知市上下水道局固定資産管理規程（平成 21 年水道局規程第 19 号）第 27 条において、「企業用固定資産の使用の許可を受けようとする者又はその許可の更新を受けようとする者は、企業用固定資産使用許可（更新）申請書（様式第 2 号）を提出し管理者の承認を受けなければな

らない。」とされ、同規程第 33 条においては、「使用者は、使用許可事項に変更が生じたとき、及び使用の期間を短縮し、又は使用を中止しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。」とされていることから、本件行政情報 1 (8) について、電柱の企業用固定資産の目的外使用は、制度上、処分庁から四国電力に提出する文書は存在しないという処分庁の主張について不合理であるとは認められないことから、非公開決定は妥当であると判断する。

3 本件行政情報 1 (4)、(6) 及び (9) の条例第 9 条第 2 号該当性について

(1) 条例第 9 条第 2 号は、「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、同号ただし書のアからエまでに該当する情報を除き非公開とすることを定めている。

(2) 本件行政情報 1 (4) について

本件行政情報 1 (4) は、録音テープ全ての開示である。

処分庁は、60 分にわたる録音テープであるが、何人かの方が互いに発言されており、それに対して処分庁の職員も答えており、個人情報に該当するその方の部分だけを削除することは困難であると主張している。

条例第 10 条第 1 項は、「実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。」と定めている。

録音テープに含まれる市民 A 及びその他の複数の市民の声が、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であることは明らかであり、また、当審査会において当該録音テープの内容を確認したところ、処分庁が主張するように、職員と市民 A 及びその他の複数の市民との交互の絶え間ない会話が記録されており、市民 A 及びその他の複数の市民の声の部分の容易に区分して除くことは困難であると認められる。

なお、審査請求人は、出席者全員が提供に同意しているにもかかわらず、個人情報を理由に非公開は許されないと主張している。

この点、条例では、「知る権利」に実定法的に具体的権利性を付与し、何人に対しても行政情報の公開を請求する権利を認めるものの（条例第 5 条）、条例第 9 条において、その行政情報の内容や性質に着目して不開示とすべき情報を定め、また、個人情報が含まれている行政情報について、その個人情報の対象となる本人からの公開請求について一切手続が定められていないことからすると、情報公開制度は、その制度上、本人の同意があるからといって個人情報に該当する本人からの公開請求であることをもって、公開請求者本人に関する情報の公開を認めているとは到底考えられない。

また、本人の個人情報の開示については、高知市個人情報保護条例（平成 18 年条例第 37 号）第 17 条に基づく開示請求が制度化されていることからしても、審査請求人の主張は認められない。

したがって、本件行政情報 1 (4) について本号に該当すると認められ、非公開決定は妥当であ

ると判断する。

(3) 本件行政情報 1 (6) 及び(9)について

本件行政情報 1 (6) は、情報公開開示後の事案に係る 17N 2 の報告及び協議の記録である。また、本件行政情報 1 (9) は、支線の無いのに平成 27 年度まで電力から不正に頂いた公金の取扱い等を協議した記録資料と今後の対応の判る回議書等の資料である。

処分庁は、本件行政情報 1 (6) 及び(9)について、「支線の使用廃止の事務取り扱いについて」と題する平成 28 年 2 月 19 日付けの市上下水道局浄水課作成の会議結果報告書を特定した上で、当該報告書中の参加者欄に記載されている四国電力株式会社従業員（2 名）の職名及び氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、当該部分について非公開とし、それ以外を公開している。

処分庁の主張するとおり、四国電力株式会社従業員の職名及び氏名については、本号の定める個人情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非公開としたことは妥当であると判断する。

4 本件行政情報 2 の不存在について

(1) 本件行政情報 2 (1) 及び(4)について

本件行政情報 2 (1) は、3 F 給水サービス課事務室での公開開示に至る経過資料すべてである。また、本件行政情報 2 (4) は、市行政暴力対策室から派遣に至る経過の判る文書全て、何時の時点の情報公開開示で呼ぶことを決めた回議書・記録メモである。

処分庁は、本件行政情報 2 (1) 及び(4)について、市上下水道局 3 F の給水サービス課の会議スペースで開示するに至るまでの打合せ等の会議資料、また市行政暴力対策室への依頼の経緯が分かる資料であると解釈した上で、平成 27 年 12 月 17 日の本件情報公開開示 2 に至るまでの経過として、①本件情報公開開示 2 以前の状況として、市民 A から適切な対応を求められたこと、②上司から対応について指示を受け、市行政暴力対策室にも相談するよう指示されたこと、③市行政暴力対策室では、高知市不当要求行為対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）に沿った対応を指示され、その旨を上司に口頭で報告したこと、④本件情報公開開示 2 での市行政暴力対策室職員の同席は、上司と口頭での相談により決定したことを主張している。

そして処分庁は、このように、特に会議を開いたわけではなく、数分程度のその時々の上司とのやり取り、打合せによって決まったものであり、文書として記録したものはないし、また、市行政暴力対策室や出席する他の職員には全て電話で出席依頼をした（マニュアルでは、依頼についても特に文書で依頼するようになっていない。）と主張している。

これに対し、審査請求人は、①第三者による別件の公開請求において公開された上下水道局会議結果報告書には、本件用地に係る情報公開への対応の一つとして、行政暴力対策室に確認する旨が記録されており、これは本件行政情報に該当する、②第三者による別件の公開請求において公開された行政暴力対策室日誌には市上下水道局から相談を受けた旨が記録されているにもかかわらず、市上下水道局には同様の記録が何もないというのはおかしいと主張している。

この点については、本件行政情報 2 (1) 及び(4)についても、第 6 の 2 (1) で本件行政情報 1 (1)

についての判断において前述した理由と同様の理由で、処分庁は、条例に定める実施機関としての責務を十分に果たしているとはいえ、また、本件行政情報 2 (1) は、「3 F 給水サービス課事務室での公開開示に至る経過資料すべて」と記載され、本件行政情報 2 (4) は、「市行政暴力対策室から派遣に至る経過の判る文書全て、何時の時点の情報公開開示で呼ぶことを決めた回議書・記録メモ」と記載されていることからしても、前述の市上下水道局 3 F 給水サービス課の会議スペースで開示するに至った全ての行政情報と判断すべきであると考えられ、処分庁が主張するような推測又は憶測による行政情報の特定は妥当であるとは言えない。

また、処分庁及び審査請求人の主張にも、本件行政情報 1 (1) と同様、当該行政情報の特定に不一致が見られるところである。

加えて、上下水道局会議結果報告書に記録されている処分庁における行政暴力対策室への確認は、直接的ではないにしても、確かに本件情報公開開示 2 における市行政暴力対策室の職員の同席に至る起点となる行政情報であったと見ることもできる。

したがって、処分庁は、本件行政情報 2 (1) 及び(4)に係る本件処分を取り消し、行政情報の特定を適正に行った上で、条例に基づき適切な決定を行うべきである。

(2) 本件行政情報 2 (2) 及び(3) について

本件行政情報 2 (2) は、水道局側の出席者名と役職名・所属課であり、本件行政情報 2 (3) は、市行政暴力対策室から派遣された警察官 3 名の氏名と役職名であるが、処分庁は、以上の経緯から、本件行政情報 2 (2) 及び(3) についても同様に書面を作成しておらず、文書自体が存在しないと主張している。

本件行政情報 2 (2) 及び(3) については、本件情報公開開示 2 は、管理職が出席するのみならず、市行政暴力対策室の職員も同席するという異例の対応が行われた事案であり、しかも市民 A による本件用地に係る情報公開請求が今後も予想されることからすると、上下水道局会議結果報告書以外に事前にもまた事後にも全くこれに関する文書が作成されなかったというのは、事務処理上極めて不自然であり、このような事務処理は処分庁における事務の遂行に支障を来すのではないかとさえ危惧される場所であるが、処分庁の主張は全て口頭での報告や依頼で実施したとのことであり、それを覆す証拠等も確認できないことから、処分庁の主張を不合理ということはできない。

(3) 本件行政情報 2 (5) について

本件行政情報 2 (5) は、情報公開開示前にテープや自己紹介を切り出したのは Z 係長の独断か、上司の指示であるか、上司の指示であればそれが判る指示文書、伺い書・メモ・回議書等である。

処分庁は、市行政暴力対策室のアドバイスによって対応したものであり、特に会議を設けて指示されたわけではなく、アドバイスに基づいて録音してくださいとの指示を口頭で受けたので行ったものである（アドバイスの内容はマニュアルに書いてある内容であり、記録する必要もなかった。）と主張している。

録音の指示に係る文書が作成されなかったという処分庁の主張については、録音機の業務上

の使用は希なものではなく、また、マニュアルに従った録音の方法ということであり、あなたが不合理であるとまでは言えない。

(4) 本件行政情報 2 (6) について

本件行政情報 2 (6) は、市行政暴力対策室 Y と市民 A とのやり取りが判る録音テープ全てである。

処分庁は、市行政暴力対策室の Y と市民 A は別室に移って話をする事になり、その時点で、処分庁の職員は退出するように市民 A から言われ、同席していないため、Y と市民 A とのやり取りについての録音テープは存在していないと主張している。

なお、審査庁は、本件行政情報 2 (6) については、特定の個人を名指しして録音テープの公開を求めるものであり、当該行政情報の存否を答えること自体が個人のプライバシー侵害となり、条例第 12 条の規定に該当するものとして非公開とすべきであるから、処分庁の不存在決定について取消しを免れ得ないと判断している。

この点について、処分庁は、本件行政情報 2 (6) に記載された名字を審査請求人のものと認識し、また、審査請求人においても自己に関する情報について情報公開請求をしたことがその主張により明らかであることから、当該行政情報に係る情報公開請求は、当該行政情報が条例第 9 条第 2 号に規定される個人情報に該当するか、及び条例第 12 条の規定のとおり、存在しているか否かを答えるだけで、非公開とすべき情報を公開することとなるのかについて検討する。

本件行政情報 2 (6) については、「市行政暴力対策室 Y と市民 A とのやり取りが判る録音テープ全て」と請求しているが、当該行政情報は、前述したとおり特定の個人を名指ししたものであり、録音されている内容は、個人のプライバシーに関わる情報であることが推認され、条例第 9 条第 2 号に掲げる非公開情報に該当すると言わざるを得ない。また、当該行政情報の存否を答えることにより、平成 27 年 12 月 17 日の処分庁の会議室において、不当要求行為の対策に関する事務を担当する市行政暴力対策室の職員と、市民 A との間に何らかのやり取りがあったことが明らかになり、非公開として保護すべき利益があるといえる。

そうだとすれば、当該行政情報の存否を答えること自体が個人のプライバシー侵害となり、非公開とすべき情報を公開することとなるので、当該行政情報の公開請求は、条例第 12 条の規定に該当するものとして存否応答拒否を理由として非公開とすべきである。

しかしながら、本件非公開決定においては、処分庁は、条例第 7 条第 3 項の規定により付記する理由を文書不存として、既に当該行政情報の非公開決定をしており、非公開決定の理由を存否応答拒否に改めることにより保護すべき利益は失っていると考えられることから、当該処分を取り消す必要はないものと判断する。

(5) 本件行政情報 2 (7) について

本件行政情報 2 (7) は、高知市不当要求行為対策要綱（以下「要綱」という。）の定めるとの項目に該当するのにかについてである。

本件行政情報 2 (7) について、処分庁は、本件情報公開開示 2 に至る経緯は前述の 4 (1) に記載のとおり作成していないと主張しており、当該文書について作成していないという処分庁の

主張について不合理であるとは認められないことから、非公開決定は妥当であると判断する。

なお、審査請求人は、第三者による別件の公開請求により公開された行政暴力対策室日記において市上下水道局からの相談について記録されており、要綱の定める不当要求行為のどの項目に該当するとして市暴力対策室の職員を呼んだのかについて教えてほしいと主張している。

しかしながら、条例は、公開請求の対象となる「行政情報」について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」等であって、「当該実施機関が保有しているもの」と定義しており、公開請求時点において存在しない行政情報を公開請求に応じるために新たに作成する義務まで実施機関に課しているわけではない。

したがって、審査請求人の主張が要綱の定める不当要求行為のどの項目に該当するかについての文書の作成を求めるものであれば、そのような主張は、条例上認められない。

(6) 本件行政情報 2 (8) について

本件行政情報 2 (8) は、市行政暴力対策室の警察職員は 3 F 給水サービス課事務室で左右に衝立を建て何時から待機要請を受けたのか、衝立はどちらから要望したのか、及び当日の出勤を直接要請した職員名と役職名である。

処分庁は、衝立については、打合せスペースを区切る必要から、通常から設置しているものであり、本件情報公開開示 2 のために特別に設置したものではなく、文書は作成していないと主張している。また、職員名と役職名については、書面を作成しておらず、文書自体が存在しないと主張している。

これらの文書について作成していないという処分庁の主張について不合理であるとは認められないことから、非公開決定は妥当であると判断する。

5 その他

審査請求人は、審査請求書の「第一 審査請求に係る処分の内容」において、本件決定に附帯して「上記 2 開示手続きの場に警察官を導入し、請求人の人権を著しく傷付けた行政暴力・高知市不当要求行為対応マニュアルを適用した処分」及び「情報公開条例に基づく正常な手続きに際して請求人を写真撮影し肖像権を侵害した処分」並びに「請求人の意見表明を録音し当人のプライバシー権を侵害した行為」を掲げ、その取消しを求めている。しかしながら、審査請求人が請求の対象として主張する処分庁の当該処分又は当該行為は、本件公開請求に係る平成 27 年 7 月 9 日及び同年 12 月 17 日における情報開示に関するものであり、仮に不服があるとしても、旧行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき異議申立てを提起すべきものである。

また、審査請求人は、「行政暴力対応と称する公権力行使処分による市民 A に対する人権侵害を謝罪し、名誉を回復すること」を求めているが、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条に基づく審査請求は、同法第 2 条及び第 3 条に規定されているとおり、行政庁の処分不服がある場合及び法令に基づき行政庁に対して処分について申請した者が、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合に定められた行政庁に対してなし得るものとされている。

したがって、人権侵害を謝罪することや名誉を回復することを求めることは、行政不服審査法における審査請求の対象となり得ないことは明らかであり、これらその他の主張は、不適法な審査請求といわざるを得ない。

第7 結論

当審査会は、本件一部公開決定及び本件非公開決定について、以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので答申する。

第8 当審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 6 月 21 日	審査庁（高知市長）から諮問を受けた。
平成 29 年 8 月 2 日	事務局から諮問の説明を受けた。 (第 211 回審査会)
平成 29 年 8 月 18 日	処分庁（高知市上下水道事業管理者）から決定理由説明書及び行政情報を受理した。
平成 29 年 9 月 4 日	審査請求人から決定理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 29 年 9 月 6 日	事務局から諮問の説明を受けた。 諮問の審議を行った。 (第 212 回審査会)
平成 29 年 9 月 21 日	審査請求人から口頭意見陳述申立書及び補佐人帯同許可申請書を受理した。
平成 29 年 9 月 28 日	処分庁（高知市上下水道事業管理者）から諮問案件に係る審査会委員からの質問に係る回答書を受理した。
平成 29 年 10 月 3 日	処分庁（高知市上下水道事業管理者）からの意見聴取（第 1 回）を行った。 諮問の審議を行った。 (第 213 回審査会)
平成 29 年 10 月 17 日	審査請求人及び補佐人からの意見聴取を行った。 (第 214 回審査会)
平成 29 年 11 月 15 日	処分庁（高知市上下水道事業管理者）からの意見聴取（第 2 回）を行った。 (第 215 回審査会)
平成 29 年 12 月 22 日	諮問の審議を行った。 (第 216 回審査会)
平成 30 年 1 月 16 日	諮問の審議を行った。 (第 217 回審査会)
平成 30 年 2 月 2 日	諮問の審議を行った。 (第 218 回審査会)
平成 30 年 3 月 9 日	諮問の審議を行った。 (第 221 回審査会)
平成 30 年 4 月 18 日	答申を行った。